

令和7年度大阪府私立専修学校高等課程等の授業料の減免について

大阪府教育庁私学課

<大阪府内にお住まいのご家庭の皆さまへ>

家計急変により授業料の納付が困難となった際、学校より授業料の減免を受けられる場合があります。授業料の減免、納付の猶予等のご相談については、お通いの学校までお願いいたします。

<大阪府私立専修学校高等課程等授業料減免制度>

大阪府では、大阪府が認可する株式会社立の高等学校、私立専修学校高等課程、私立各種学校に在学する生徒（※1）の保護者等（※2）が、勤務先の会社等の経営状況の悪化や傷病に伴う家計急変により授業料の納付が困難になった際に、**当該生徒の授業料を減免した学校に対して補助金を交付し**、生徒が経済的な理由から修学を断念することのないよう支援しています。

（※1）就学支援金又は学び直し支援金における家計急変支援制度の認定者に限ります。

（※2）原則として学校教育法第16条に規定する保護者（＝親権者）、また生徒等に保護者がいない場合は当該生徒等の生計を維持している者（所得税法上当該生徒等を扶養親族としている者）を指し、かつ、大阪府内に在住する方に限ります。

失職

令和7年1月以降（令和7年度入学生で、令和6年度に私立高等学校等に在籍していなかった場合は令和6年4月以降）に、経営状況の悪化に伴う勤務先の会社等の倒産や解雇または自営業の廃止により保護者等が失職し、令和7年4月以降も引き続き失職している場合（※もう一方の保護者も失職している又は収入が非課税相当である場合に限る。）

→ **失職している期間（令和7年度内）の授業料の全額が減免されます。**

<必要な提出書類>

- ◆ 授業料減免申請書
- ◆ 倒産・解雇、自営業の廃止による失職を証明する書類
 - ・ 雇用保険受給資格者証の全ページの写し（離職理由コードが「11（解雇）」であること）
 - ・ 破産手続開始等の通知書の写し 等
- ◆ 扶養の状況及び当該年度の道府県民税所得割と市町村民税所得割が確認できる書類
 - ・ 令和7年度市（町村）民税・府民税課税証明書 等
- ◆ 就学支援金等における家計急変支援制度の認定を受けていることを証明する書類
 - ・ 就学支援金等における家計急変支援制度の支給決定通知書 等

注意

- ・ 過去にこの制度又は大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金による授業料の減免を受けたことがある場合は対象外です。
- ・ 大阪府私立高等学校等授業料支援補助金と併せて受けることはできません。
- ・ **本制度は、生徒が在学している学校が授業料の減免事業を行う場合に、大阪府から学校に対して補助金を交付します。制度の詳細や必要な提出書類については、学校へお問い合わせください。**
- ・ **減免を受けるまでに授業料の納付が困難な場合は、お通いの学校に納付の猶予や分納についてご相談ください。**